

平成24年度新宿区外部評価委員会第2部会 第4回会議要旨

<開催日>

平成24年7月18日（水）

<場所>

区役所本庁舎6階 第3委員会室

<出席者>

外部評価委員（5名）

森本委員、金澤委員、小菅委員、小山委員、鱒沢委員

事務局（5名）

山崎行政管理課長、大竹主査、担当2名

説明者（3名）

計画事業 14「確かな学力の育成」、

15「特色ある教育活動の推進」、

19「地域との協働連携による学校の運営」、

28「新型インフルエンザ対策の推進」、

29「エイズ対策の推進」

教育支援課長、教育指導課長、保健予防課長

<開会>

1 計画事業ヒアリングの実施

【部会長】

第4回第2部会を開会いたします。

本日は前回に引き続き計画事業のヒアリングを行います。

最初に委員の紹介と本日のヒアリングの主旨についてご説明をいたします。

<委員紹介>

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を3つの部会に分けており、この第2部会のテーマは「福祉、子育て、教育、暮らし」です。今回は、実行計画の最終年度の評価となりますが、計画事業の内容を初めて目にする委員も多いため、できるだけ多くの事業をヒアリングしたいという方針のもとに、ご出席をお願いしました。本日は、1つの事業につき20分の想定でヒアリングを行います。前半7～8分程度で事業の概要をご説明いただき、その後、各委員から質問を行う形で進めたいと思います。質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。

では最初に計画事業14「確かな学力の育成」について、教育支援課長、教育指導課長よりご説明いただきます。

【説明者】

では「確かな学力の育成」についてご説明いたします。

確かな学力を育成していくために、教員の指導力を上げていくこと、及び個に応じたきめ細やかな指導をしていくことが事業の目的の中心となっています。

個に応じたきめ細やかな指導をしていくため、「確かな学力推進員」という区費講師、区独自に非常勤講師を平成18年から配置し、少人数指導やチーム・ティーチングなどに活用しています。算数、数学、英語など、個別に差が出やすい教科に活用している例が非常に多く見られます。また、小学校に入ったばかりの、いわゆる小1問題と言われる落ち着かない子どもたちに対する対応や、小学校から中学校に変わったばかりのいわゆる中1ギャップなどにも対応することを目的として配置をしたものです。

その他の取組みとしては、特定の指導力に定評のあった退職校長7名を、それぞれの学校に派遣し、教員の直接的な指導力のアップのために助言指導していく「授業改善推進員」という事業がございます。1年間で約800回の学校訪問を行っているところです。これは全都的に問題となっていますが、いわゆる団塊の世代の大量退職により、前端的に若手教員が非常に増えています。新宿区においても毎年度大体50名くらいの初任者が入っています。授業改善推進員は、主に1年目から4年目の若手教員を対象に、各学校を訪問して直接的な指導をしています。1年間で50名、4年間で200名くらいの者を対象として行っています。新宿区の場合、小中合わせて700名弱くらいの教員がいますので、その約3分の1くらいが若手教員です。ここを支援していくための事業です。

また、学力調査等における授業改善推進プランの作成支援として、授業力を高めていくために学力調査等で一定の評価を行い、その評価に基づいて課題を整理して授業改善につなげていく、PDCAサイクルですが、こういったことを支援する取組みを行いました。

事業の課題についてご説明します。確かな学力推進員については、学力推進員は教員免許を持った者を募集していますが、非常勤講師であるため、一般的には教員よりも指導力があるわけではありません。そのため、確かな学力推進員の指導力の向上が課題となっています。

続いて内部評価の内容についてご説明いたします。区費の講師を雇うために1億6,000万円くらいの大きな経費がかかっており、それに見合った成果が求められています。第一次実行計画においては、保護者、子ども、教員を対象として「確かな学力推進員の配置によって授業がわかりやすくなったかどうか」、意識調査を実施し、この結果指標としてきましたが、これが即ち授業がわかりやすくなったこととはならないと認識しており、成果を検証していくための指標や目標設定の改善が必要であると考えています。そのため、「適切な目標設定」については「改善が必要」と評価しました。毎年度外部評価委員の皆様からもそのようなご指摘をいただいております。第二次実行計画ではこういった指摘も踏まえまして、大幅に事業を見直していく、それから、指標についても見直しをしているところですので。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

基礎的なことですが、小学校と中学校の数はいくつあるのですか。

【説明者】

小学校が29校、中学校が10校で、特別支援学校が1校ございます。全部で40校ですね。

【部会長】

その1校ずつに1人、学力推進員が配置されてる。

【説明者】

そうです。最低1名配置をしています。

【部会長】

1つの教科を専門に教えるのでしょうか。

【説明者】

小学校の場合は全科です。中学校は教科によります。

【部会長】

そうすると、例えばある中学には英語の教員免許の人がいて、数学の人はいない。

【説明者】

そうですね。その学校で特に重点を置いている科目の人が配置されます。

【委員】

校長先生が決めているということですか。

【説明者】

そうですね。小学校も中学校も、区の加配教員は非常勤講師だけではありません。正規の教員を加配して配置をする制度も活用しています。それらも踏まえ、その学校の教員の配置の状況に応じて決定しています。

【部会長】

評価の指標として、例えば授業改善推進プランの作成件数などは測れないのでしょうか。

【説明者】

授業改善推進プランは全教科について全校で行っています。

【委員】

「確かな学力」を考えるのにあたって、いわゆる学力観というものをどういうふうに押さえているのか。区の小中学校で統一した学力観みたいなものを提示しているのか、これが1つ。それから、指標や目標設定が課題とのことですが、この解決に向けて、評価の尺度とか視点をどのように考えているか、この2点について教えてください。

【説明者】

学力観の前に、評価の指標についてお答えいたします。先程ご説明しました意識調査の調査項目には、「確かな学力推進員の配置によって授業がわかりやすくなったかどうか」の他に「授業がわかりやすいか」というものがあります。第一次実行計画においては、事業内容と照

らして、確かな学力推進員に絞った「確かな学力推進員の配置によって授業がわかりやすくなったかどうか」を目標としましたが、確かな学力が育成されているかを測るのであれば、「授業がわかりやすいか」を指標とした方が効果的だったかもしれないと考えています。

ただし、「授業がわかりやすいですか」という漠然とした質問への回答が指標として適当なのか。例えばA先生の授業はわかりやすいけれども、B先生の授業はわかりづらいということがあり得ます。回答はトータルで行いますので、そういった実態はわからない。

こういった課題もあったため、第二次実行計画では、学校評価のあり方、それから、授業評価のあり方に踏み込んで検討しています。何々先生の授業がわかりやすいのか、わかりやすくないのかといった個別の授業に対する調査を中心とした評価に切り替えていこうと検討会を開いています。指標については以上です。

次に、学力観についてですが、これはとても難しい話です。「確かな学力」を考えるための学力観というのは、一般区民の感覚と、文部科学省などの学力観とでは相当なずれがあると思われれます。文部科学省が言っている「確かな学力」というのは、これからの世の中を生きていくための学力ということ。知識理解だけではない。知識技能だけでもない。例えば学び方、学ぶ方法、学習スタイルみたいなものですね。それも1つの「学力」です。教員は教育の専門家として子どもに知識、技能だけをつければいいのかではなく、子どもが1人で学んでいく力、そのための学習スタイルを身につけさせなければいけない。それから、表現力、思考力などのプレゼン能力を伸ばしていくことも重要なです。

こういったことが教育現場でいう「学力観」ですが、それを区民の方に説明していくのはとても難しい課題です。

【委員】

ありがとうございます。それは難しいですね。

【委員】

学力観の認識に違いのあることは理解しましたが、1億6000万円もの事業費を要するものを第二次実行計画でも継続していくためには、区民の視点でわかるような評価を係数として示す必要があるのではないかと思いますのでいかがでしょうか。

【説明者】

そうですね。確かな学力が身についたかを測るものとして、国や都の学力調査、PISAの調査などがありますが、それですらきちんとした判断は出ない。全国的にも検討中です。ですから、区レベルで確かな学力が身についたかを測ることは一層難しい。一方でこれだけのお金をかけるのですから、事業効果は学校の自己評価だけでなく、保護者の方の視点、子どもの視点も厳しく入れる必要がある。学校単独でPDCAサイクルをきちんとつくる必要があります。もっと言うと、教員一人一人がPDCAサイクルで、自分の授業を厳しく見直し改善していく仕組みをきちんとつくっていく必要がある。それらを総合的に判断する指標をたてることはとても難しい。外部評価委員会からも毎年成果指標をたてるよう言われていますが、これを客観的にみられるよう数値化するのとはなかなか難しいと感じています。

【委員】

「わかったような気になった」のか「本当にわかった」のかをどのように判断していこうとお考えなのでしょうか。

【説明者】

例えば他区では区独自の学力調査を実施しているところがあります。国や都の学力調査は、今年度と昨年度の結果を比較することにとっても意味があると思いますが、学校レベルで考えると、今年の中学校2年生と昨年度の中学校2年生の学力を比べても大きな意味があるわけではないのです。ですから、区独自の学力調査を行っているところは経年変化を見ていく。学年が経過するごとの伸び率、変化を見ていく。即ち学校が預かったお子さんをきちんと伸ばしているかを測っているのです。

新宿区は学力調査という方法は選んでないのですが、子どもの声や保護者の声をもっと厳しく受けとめる仕組みにより、PDC Aサイクルをきちんと回していこうと考えています。

【部会長】

他にはよろしいですか。

では次に計画事業15「特色ある教育活動の推進」について、教育支援課長よりご説明をお願いします。

【説明者】

本事業につきましては、平成17年度から取組んでいるもので、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育や学校づくりを進めることを目的としています。各学校は、「特色ある学校づくりのための教育活動計画」というものを策定し、それに基づく計画的な学習活動を実施するもので、もともとは平成14年度から実施された学習指導要領の中で、国から示された「子どもの生きる力を育むための教育課程の改善ポイント」の1つとして挙げられていたものです。

区ではそれまでも様々な教育実践を残してきましたが、さらなる展開を促すためには、組織として中期的な教育活動の目標と展望を持って、組織や地域の持つ教育資源を有効に活用することが必要と考え、各学校が学校経営上の目標を明確に策定し、その教育活動の成果を検証し、継続的な改善ができる仕組みづくりのために、この取組みを導入しました。

特色ある学校づくりのための教育活動計画というのは、児童生徒、地域の実態や要望を把握した上で、学校長が目指す学校像を掲げ、その学校像に向けて学校が重点的に取組むべき事項を明確にし、学校の特色づくりを促し、中期的計画期間の中で校内の取組みをより組織的、計画的なものとし、学校の活性化に期するものです。

これまでの取組みとしては、平成17年度から19年度までの3年間は第1期、平成20年度から23年度までの3年間は第2期、平成24年から27年度までの4年間は第3期とし、今年度が第3期の初年度となっています。

取組みの内容についてご説明します。総合的な学習の時間などを通じ、各学校の特色をつくるための実践的な取組みを進めています。取組み項目は、福祉・ボランティア教育、環境教育、国際理解など全23項目となっています。

具体的には、福祉・ボランティア教育におけるユニセフの募金活動や地域清掃、視覚障害者との交流、環境教育における緑のカーテンづくりや大久保つつじの保存、内藤とうがらしの栽培、国際理解の異文化教育における、地域の外国人の方を講師に招いての国際交流、民族楽器の演奏、自国文化教育における、藍染め体験や能楽鑑賞、伝統音楽、三味線や琴の学習などがございます。幼稚園で368事例、小学校で503事例、中学校では288事例にも及んでいます。

計画策定後は目標の実現に向けて、各学校内に事業実施体制を整備した上で、学期末ごとの状況確認をするなど進捗状況を確認し、必要に応じた取組み改善を行いながら、主体的に各年度の教育活動を展開しています。

特色ある教育活動の推進にあたっては、その取組みが社会の変化や区民ニーズに対応し、新宿区や各学校の課題を考慮した、児童・生徒等のたくましく生きる力の育成を図る実践であることが必要です。それには、社会の変化や区民ニーズを的確に把握し、高い問題意識と実践力を持った教員を育成することが不可欠であるため、教員の資質、能力向上のための校内研修を全校で実施しています。

教育委員会事務局では、こうした各校の特色ある教育活動の推進を支援するため、計画内容や学校規模に応じた、講師謝礼や消耗品、印刷製本費等の事業予算を配当しています。多いところでは年額120万円、少ないところでも65万円となっています。

また、事業の検証としては、各学校が実績報告を教育委員会事務局に提出しています。その中で目指すべき学校像の実現状況や課題解決に向けた具体的な取組み内容などを明らかにし、次年度への改善点につなげています。

計画の実施、事業の推進にあたっては、学校評議員など学校にかかわる多くの関係者の意見を取り入れることに努め、保護者への十分な情報提供と実践について保護者や地域の方々に理解協力が得られるように進めていくことが大切です。日ごろの教育活動の様子や取組みなどについては、学校だよりや各校のホームページで紹介するなど情報発信に努めるとともに、地元のゲストティーチャーや地域の素材、資源を使った体験学習など地域の教育力を生かした教育活動を実践しており、また、第三者評価を実施した学校のうち9割が特色ある教育活動について評価していることから、本事業は計画どおり進んでいると考えています。

最後になりますが、第二次実行計画において、本事業は、「学校支援体制の充実」、「学校評価の充実」と合わせ、「学校の教育力の向上」事業に再編統合し、実施しています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

第三者評価というのは、どういう方がどのように行っているのでしょうか。

【説明者】

学校評価の充実を行うために、教育の専門家、学識であり、かつ学校関係者でない外部評価委員3名に、各学校を評価していただいています。

【部会長】

それぞれの学校に3名ずついらっしゃるのですか。

【説明者】

いえ。3名のグループが幾つかあり、1つのグループで何校かを評価しています。

【部会長】

その評価指標とか、チェックリストみたいなものは共通してできているわけですね。

【説明者】

いえ。第三者評価には指標が無いので、外部評価の指摘事項は、各校の評価制度により決まります。つまりきちんとした学校評価が行われるところには適切な指導助言ができるのですが、そうじゃないところにはそれなりの評価しかできない。事業が始まって今年3年目ですが、大きな課題だと考えています。学校評価検討委員会においても、各学校における自己評価を高めていくための指標をつくっていく。それから、あわせて第三者評価がきちんと指導助言できる指標をつくっていくことに今取り組んでいます。

【部会長】

そうすると、学校の自己評価の評価表などはそれぞれの学校によって違うということですか。

【説明者】

そうです。

【部会長】

どうしてそういうことになってしまったのですかね。

【説明者】

私もそこが問題点だと考えており、今年度その検討に入りました。

【委員】

私は何校かの学校に訪問する機会がありますが、どこの学校にどのような特色があるかということは見えないですね。授業のカリキュラムの中で、この時間は年間何時間くらい取れているのですか。教育課程などにおけるこの活動の位置づけと併せて教えてください。

【説明者】

総合学習の時間や学校行事などの特別活動で行っていることが多いのですが、中には教科の中に位置づけて、やっているところもあります。

どのような特色があるのかわからない、とのことですが、平成10年度に、今の学習指導要領の前の学習指導要領が立ち上がった際、生きる力の育成の一つとして、学校の創意工夫による特色ある教育活動を進めていくことがクローズアップされました。

しかし当時、総合的な学習の時間には教科書なども全くなかったため、カリキュラム等を学校が独自に作成する必要がありました。これは大変な作業で、講師を外部から連れてきて、教育内容や指導時間を手探りで検討しながら作ってきました。そうして独自につくり上げてきたものを何度も何度も試行錯誤することで精度を高め、現在ではどの学校もカリキュラムが出来上がっています。新宿では外部の支援を受けながら作り上げてきたため、外部の方をとて入れやすい仕組みができています。ですから、教員では足りないもの、教員では教えることの

できないものを外部の地域の人材を上手に入れる形がつくられています。

【委員】

基本的に、特色ある教育活動は学校のためにあるのではなく、児童生徒のためにあるのだと思います。児童生徒がどのように小学校6年間、中学校3年間で変容が図れたかがポイントでしょう。一中ではスポーツを盛んにやった。二中では福祉教育をやった。三中では国際教育をやったということが特色ある学校ではないのかな。そういう点が見えないのですよ。

【説明者】

23の取組み項目について、各校はどれか一つに特化して取組んでいるわけではなく、さまざまな項目を幅広く取り入れて行っているものです。

【委員】

それでは特色と言えないのではないのでしょうか。

【説明者】

特色については今のような取組み項目で特色を出すというお考えもありますし、そういった視点からですと特色が見えないということも承知しています。

しかし、文部科学省が特色ある教育活動と言った、学校の創意工夫を高めていくという視点に立ってみると、先程ご説明したとおり、各校で独自に作り上げてきたカリキュラムは一つの成果ではないかと考えています。

【部会長】

例えば高田馬場には点字図書館などの視覚障害関係の施設がたくさんありますよね。そういうところに位置する小中学校で、視覚障害の人との付き合い方などを学ぶ。そういう地域の特性、環境などを入れる、百人町には都営住宅があったり、いろいろな問題があるとか、戸山団地もそうですし、早稲田の商店街とか、何かそういう全国的にいろいろな活動が地域で行われているようなものをどう取り込むか、そういう観点はあまり入ってこないのですか。

【説明者】

新宿は地域と根差している学校が多いため、その観点は沢山入れています。

例えば地域にあるさまざまな施設、能楽堂があれば、そこでの鑑賞があるし、障害者の施設があれば、そことの交流など、そういうものを取り入れてはいます。ですが、そのことだけに特化してということではなく、他の項目も万遍なくならず傾向があつて、学校ならではの特色というものが見えにくい状況があります。

【委員】

万遍なくならずというのは23項目全部やっているということでしょうか。それとも23項目からいくつかを選ぶような感じですか。

【説明者】

23項目全てというのではなく、最初にいくつかを選ぶようにやっています。

【委員】

新宿区内だけの事業ですから、学校ごとに大きな差を出せるかということ、案外そうでもなか

ったりするということは当然出てくるわけですね。

【部会長】

高田馬場の小学校は視覚障害のことばかりしていたら、親御さんから「もう少し他の事をやってほしい」みたいなご意見は出てくるだろうとは思いますがね。

【説明者】

独自のカリキュラムがありますので、細かく内容を見れば同じ項目であっても違いはありますが、項目として見てしまうと、あまり特色を強く出し過ぎないのが現状となっています。

【部会長】

一番難しいところですね。

【委員】

看板を外した方がいいと思います。そういうのは特色ではないのでは。

【説明者】

表現ですね。この取組みをどのように区民の方にわかりやすく表現をしていくか。また、その取組みを理解していただくため、どのように周知していくかが課題だと思います。

【委員】

指導課長や校長の裁量だと思います。例えば福祉教育を1年間やって子どもの意識を変容しようというのは無理だと思います。3年なり6年というスパンで考えなければ教育にはならないのではないのでしょうか。こっちもあっちもいろいろな項目に手を出して、特徴とは言えないのではありませんか。

【部会長】

すみません、時間が過ぎていきますので、次に進みたいと思います。

計画事業19「地域との協働連携による学校の運営」について、引き続き教育支援課からご説明をお願いします。

【説明者】

はい。これまで教育委員会では、児童・生徒や地域の実態等を踏まえた適切な学校運営を行うため、平成13年度に、学校経営への地域住民の参加として、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる仕組みである学校評議員制度を導入しました。平成16年度からは、学校と地域をつなぐ役割を担うスクールコーディネーターや部活動などの支援者としてのスクールスタッフを区立全小中学校に配置するなど、地域との連携による教育の推進に努めてきました。

しかしながら、学校教育の現場では、道徳教育や勤労観、職業観の育成、環境教育、伝統や文化に関する教育、実社会、実生活につながる多様な体験活動の充実など多岐にわたる課題に直面している現状もあることから、これら学校に関わる人々の活動の一層の活性化を図るとともに、地域の方々が互いの活動を理解し合ってネットワークを形づくれるよう、学校組織の中でのそれぞれの位置づけを明確にし、地域住民や保護者等が学校運営や学校評価に参画する仕組みの構築が求められてきました。国におきましても平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、保護者や地域住民が合議制の機関である学校運営協議会を通じて、

一定の権限と責任をもって学校運営に参画し、学校、家庭、地域が一体となってよりよい教育の実現を目指すというコミュニティスクールが制度化されました。

新宿区では、こうした学校、子どもを取り巻く環境の変化や国の動向なども見据えながら、第一次実行計画期間中の平成20年、21年度におきまして、四谷中学校を地域協働学校推進モデル校に指定し、その取組みや協議内容を踏まえつつ、地域協働学校のあり方について検討を重ねてまいりました。そして、平成22年度には、同四谷中学校を新宿区で初めて地域協働学校に指定するとともに、四谷地区の3つの小学校を地域協働学校の準備校と位置づけるなど取組みを進めてきたものです。

現在は四谷地区において、1中学校、3小学校が地域協働学校としての指定を受けています。

新宿区が進める地域協働学校とは、地域住民や保護者、教職員等で組織した学校運営協議会が学校運営に関する事項について協議し、学校長に意見を述べるとともに、運営状況について評価を行うなど、地域住民等の学校運営への参画を具体的に進めるためのさまざまな支援部を学校運営協議会内に設置し、学校運営や子どもたちの教育活動を支援するものです。

新宿区の地域協働学校では、国の進めるコミュニティスクールとはいくつかの点で異なります。国においては、教職員の採用、その他任用に関する事項について、任命権者に対して直接意見を述べることや教育課程の編成、その他教育委員会規則で定める事項について、学校長が作成する基本的な方針に対し承認を行うことが権限としてコミュニティスクールの中の運営協議会に盛り込まれています。新宿区の地域協働学校では、信頼関係のある住民参画と学校の教育活動を支援していくことを大切にするという考えのもと、学校長と学校運営協議会が学校運営に関して協議し、地域社会全体で子どもを育てることを基本に教職員人事に直接意見を述べる点については削除し、教育課程その他に関する事項の承認を行う部分は、意見を述べるに変更しています。

子どもの教育は、学校、家庭、地域がそれぞれの役割、機能を発揮し、総がかりで取り組む必要があります。そのためには学校が地域との連携による教育を進めることが重要であり、地域に対し、学校の管理運営や教育活動への参画を積極的に求めていくなど、地域が学校に関わると同時に、学校が地域に関わるという双方向の関係も必要となってきます。地域協働学校の推進は、地域住民や保護者等が学校運営に参画できる仕組みとして、学校運営協議会を設置し、地域協働学校として指定されることで、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを進めるとともに、保護者や地域の住民の意見、要望を的確に反映させ、それぞれの地域の創意工夫を生かした学校づくりを目指すものです。

これまでの取組みに対する内部評価の内容についてご説明します。地域コミュニティの核となる開かれた学校の充実のために、学校と保護者や地域が連携して学校運営を行うことは適切な手法だと評価しています。また、学校運営の改善のため、地域協働学校の指定校を増やす必要性も認めています。ただし、拡大を図る際には、先行する四谷地区での活動の評価をしっかりと行い、他の地区の特徴を加味した実践が大切であるとしています。

私どもは、地域の方々やPTA等が学校に関わっている現状の延長線上にこの地域協働学校

があると考えています。制度化した学校運営協議会を導入することで、これまで個々であった学校への関わりがネットワーク化され、より活動しやすく、集まりやすいものになることを期待しているものです。

第二次実行計画では、先行する学校における取組み内容の評価を踏まえ、学校や地域にとって大きな負担とならないように、取組みの継続性も勘案し、初めからハードルを高くするのではなく、各校が導入しやすいようにある程度標準化した形の制度設計を行うとともに、地域ごとの状況も十分配慮した上で、一定の期間をかけながら無理のない形で全校に拡大していく内容としているものです。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。いかがでしょうか。

【委員】

地域協働学校の実施によりどのような成果があるのでしょうか。

また、学校運営協議会委員は学校長が選んでいるのでしょうか。

【説明者】

学校長の推薦をいただいて指名をしています。四谷地区におきましては、スクールコーディネーターの方、町会長の方、商店会長、PTAのOBの方、児童館館長など、さまざまなメンバーが行っています。

次に成果についてですが、例えば四谷中学校でキャリア教育の一貫として職場体験を実施する際、運営協議会のメンバーである商店会長さんなど、地域の方に受け入れを協力していただく仕組みを取っています。

また、これまでは学校が町会やPTAから地域のお祭りなどのいろいろなご依頼やお話などを受けてお子さんを参加させていました。それらは、個々の依頼であるため、すり合わせがされておらず、重なる部分もあることから、学校が一つ一つの日程調整をしていたのです。それが、運営協議会のメンバーにそういった方たちが全て含まれるため、地域行事や学校と関わった取組みなどについて、運営協議会の中で調整が図られることとなり、学校の負担が軽減されるなどの成果があります。

【委員】

この事業は先程ご説明いただいた「確かな学力の推進」や「特色ある教育活動の推進」などに関連が深いと思います。例えば「特色ある教育活動の推進」に対して、学校運営協議会から意見を出していただくなどしていらっしゃるのでしょうか。

【説明者】

はい。「特色ある教育活動の推進」の各校における計画は各学校長がつくっていますが、この地域協働学校が導入されている学校においては、学校長が作成した計画について、運営協議会が、例えば「こういうふうにもっと特徴を出したほうがいいのではないかな」など意見を述べています。勿論、学校長の権限を阻害するわけではないのですが、平準化した取組みになりがちな公立学校の計画に、地域住民の方のご意見などが反映できる仕組みとなっています。

四谷地区ではその点はうまく機能しています。

【部会長】

具体的にその運営協議会から意見を学校長に言ったことで、学校の方針などが変わった事例は結構あるのですか。

【説明者】

学校長の意見に対して反対意見を出したといった具体的なものは聞いておりません。

【部会長】

疑うわけではありませんが、学校長の推薦される方が学校長の方針に異議を述べるということとはあまりないような感じがしますよね。

【説明者】

学校の状況がわからない方に運営協議会に参画されても多分難しいと思うので、学校に普段関わりのない方を推薦することはありません。

【委員】

つまり学校に寄り添って、校長先生の経営方針に合わせた支援をできるような人材推薦を受けているというのが現状ですよね。

【説明者】

はい。ただし、学校長は基本的な部分は考えますが、そこに地域のご意見をいただける効果は確かにあります。

【部会長】

新宿区はわかりませんが、他の自治体では、例えば空き教室を高齢者のサロンのようなものに使いたいと福祉側から申し入れても、なかなか使わせてもらえない現状があります。逆に、学校側からは都合のいい社会福祉協議会が来てくれという要望があったり、ある種の力関係というか、位置関係みたいなものがあって、なかなか学校側から地域などへ協力はしてくれない。そういう運営協議会などを經由して、地域の老人会や社会福祉協議会などから要望を出すことは出来るのでしょうか。

【説明者】

運営協議会自体は学校運営を支援するものと位置づけられています。あくまでも学校の取組みに関してご意見をいただくのが主旨ですから、学校の活用に関して地域からのご要望やご意見を頂戴するということはありません。

【部会長】

では、現在他の仕組みでそういったものはありますか。

【説明者】

学校を通じてというものはあまりありませんが、教育委員会に直接お話をいただくことはあります。また、運営協議会ではなく、学校長が地域の関係団体と関わりの中で情報をいただくということもございます。この運営協議会はいくまでも学校支援という形です。

【委員】

そうすると、協働で何かつくり上げていくというイメージとは少し違って、いかに学校を支援してくれる人たちを集めるかが重要ということですね。

【説明者】

その部分について、今まで学校で例えば副校長先生などが一手に引き受けて行っている状況があり、その多忙感ということが学校の課題の一つでした。

【委員】

この仕組みが出来上がれば、今ある仕組みで要らなくなるものもあるのではないですか。例えばスクールコーディネーターという地域と学校を結びつける役割の方たちが各学校に配置されていますが、この仕組みが出来上がれば要らないわけですよね。

【説明者】

現在、学校評議員制度というものがございしますが、地域協働学校が導入されたところは学校評議員制度はなくなっていきます。スクールコーディネーターに関しましては、学校運営協議会の委員になっていただいている状況がありますが、今後、これが全区展開をしていったときには役割の整理は必要になってきます。

【委員】

構成員は学校評議員と全く同じメンバーですよね。

【説明者】

はい。これが全区的に機能していくようになったときに、スクールコーディネーターなどの役割を再度検証した上で整理していきます。

【委員】

他の人たちは無報酬ですが、スクールコーディネーターは報酬が出ていますし、いささか腑に落ちないところを感じていますので、その辺りも含めて整理いただきたいですね。

【部会長】

他にはよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代・趣旨説明・委員紹介>

では次に、計画事業28「新型インフルエンザ対策の推進」について保健予防課長からご説明いただきます。

【説明者】

「新型インフルエンザ対策の推進」事業についてご説明いたします。

新型インフルエンザに対し、健康危機管理体制を整え、対応力を高めていくことを目的とした事業です。

手段についてご説明します。発生時に備えた備蓄、関係機関との連携、平常時の訓練、対応マニュアルの見直し、保健所の人的あるいは仕事の優先順位を含めた体制の整備、及び都の補

助金が実行計画当初はございましたので、その必要な場合には補助を行政が行うこと、以上の6点です。

23年度の主な実施内容についてご説明します。関係機関との連携、これが一番大事なところ
です。新型インフルエンザ対策連絡会を3回開催しました。

それから、感染症対策予防として、マスク、ガウン等を備蓄、購入しました。同じく抗イン
フルエンザ薬を備蓄、購入しました。

それから、感染防御のための訓練として、防護服の着脱訓練をおこないました。また、医療
機関での診療を想定した訓練を医師会向けに行いました。

それから、平成21年度に豚型の新型インフルエンザが発生した際の対応などを整理し、新型
インフルエンザ対応マニュアルを作成しました。

それから、感染予防に関する普及啓発として、マスクの購入と配布を行っています。

続いて、指標と達成水準についてご説明します。指標は2つございます。

1つ目は「新型インフルエンザ対策連絡会の開催数」です。年3回以上開催することを目標と
し、計画どおり3回実施致しました。2つ目は「新型インフルエンザ対応訓練の実施回数」です。
年2回以上開催することを目標とし、計画どおり2回実施しました。

いずれの指標も平成23年度の達成度は100%ですが、第一次実行計画全体になりますと、平成
22年度、東日本大震災の影響により、新型インフルエンザ対策連絡会、及び新型インフルエン
ザ対応訓練いずれも1回中止となったため、「新型インフルエンザ対策連絡会の開催数」は4年
間で12回以上開催する目標に対し11回の実績で91.7%達成、「新型インフルエンザ対応訓練の
実施回数」は4年間で8回以上開催する目標に対し7回の実績で87.5%達成となりました。

続いて内部評価の評価内容についてご説明します。

「サービスの負担と担い手」については、新型インフルエンザ対策の推進は、感染症であるた
め、広域行政、広域で事に当たることが基本であり、感染症法及び国のガイドライン、東京都
の医療体制整備計画などに基づき医療機関と一体になって対策を進めてきたことから、適切だ
と評価しています。

「適切な目標設定」については、危機管理体制の整備は区民のニーズに沿ったものであるた
め、適切と評価しています。

「効果的、効率的」については、新型インフルエンザの抗インフルエンザ薬、タミフル、リ
レンザの耐性菌という問題が出てきていますので、イナビルという新しい薬を追加購入し、耐
性菌にも対応できるような体制を整えたこと、感染対策として、医療体制が崩れることは大き
な問題であるため、診療場面において医療従事者が感染を受けないよう防御するための訓練を
実施していること、及び21年度に起こった新型インフルエンザをもとに再点検をし、新型イン
フルエンザ発生に備えた健康部の対応マニュアルを作成し、これを実践的な資料として、今後
初動対応の参考とするよう取組んだことから効果的・効率的と評価しています。

「目的、目標水準の達成度」については、新型インフルエンザ対策連絡会が計画どおり実施
できたこと、同連絡会において、医療機関向けのBCP——ビジネス・コミュニティ・プラン、

事業継続計画に関する講演会を実施し、考え方とか地域での必要性について説明したこと、及び区民に対して、感染予防、感染防御を普及啓発し、大流行が起こらないよう、また、感染拡大を少しでも先延ばしできるよう普及啓発用のマスクの購入、あるいは配布などを広く行い、同時にマスクの装着の仕方など効果的な予防法を周知したことから、達成度が高いと評価しています。補足となりますが、BCPの策定は、新しい新型インフルエンザの措置法で定められています。BCPの策定について、行政が医療機関に支援を行うことができる体制を整えるための分科会をつくり、本年度から実施しています。

以上を踏まえ、総合評価は計画どおりと評価しました。

続いて、23年度の進捗状況・及び今後の取組み方針についてご説明します。23年度は21年度、22年度の新型インフルエンザに対する全国的な取組みの情報を整理することが課題でした。国、東京都、その他さまざまな機関から情報が提供され、資料なども膨大であったため、非常に混乱をきわめ、医師会、医療機関へのアンケートの中でも、情報に追いつくのが困難であり、適切にフィルターをかけられた情報提供を望むという意見がございました。

また、情報の整理は、東京都の「新型インフルエンザ保健医療体制ガイドライン」に対応した内容で整理していく必要があり、そうして整理した情報に基づき「健康部新型インフルエンザ対応マニュアル」及び発生早期発熱外来の設置を行う必要がありました。

これらの課題に対し、地域との協働も含め、情報提供のあり方については、引き続き危機管理課と連携を図り、検討を進めること、及び国や都の新型インフルエンザ対策行動計画及び東京都の新型インフルエンザ保健医療体制ガイドラインの改正に合わせ、「新宿区の新型インフルエンザ対策行動計画」の改正についても検討していくことを方針とし、取組みました。

新型インフルエンザにつきましては新しい動きがどんどん出てきていますので、それに対応するような取組みをしていきたいと思えます。それにあたっては、先程も申し上げましたが、インフルエンザ対策は広域行政ですので、国の動き、東京都の動き、考え方に対応し、それに則ってやっていく形となります。

24年度の新たな課題についてご説明します。24年度は平成24年4月に制定された「新型インフルエンザ対策措置法」への対応が課題となります。

第一次実行計画期間における総合評価は、計画どおりと評価しています。

第二次実行計画においては手段改正を改革方針としました。新型インフルエンザ対策連絡会のもとに地域医療体制の専門部会を設置し、各医療機関を支援しながら、新宿区の中で医療体制が崩壊することのないように守っていこうと考えています。以上です。

【部会長】

ありがとうございました。ご質問、ご指摘ございますか。

【委員】

マスク1万個というのはお聞きしましたがけれども、薬など含め、備蓄は何人くらいを想定してどの程度用意しているのでしょうか。

【説明者】

抗インフルエンザ薬としてはタミフル、リレンザ、イナビルと、約600人弱分ございます。

【委員】

区民の分とすると少ない気がしますが。

【説明者】

こちらは一般医療用の備蓄ではございません。行政に備蓄するものは、例えば新型インフルエンザが発生した場合に調査、検査などの措置をする者が感染しないよう、予防投薬として使用する、又は濃厚接触者に対して予防的な投薬として使用するための備蓄です。

【委員】

重要なことなので、内部評価にその旨の記載をしてほしかったですね。

【説明者】

そうですね。

【委員】

総合評価に「各関係機関との連携」とありますが、特別出張所とは連携していますか。

【説明者】

特別出張所と特別に連携しているということはありませんが、地域との連携、協働として、例えば予防のためのチラシなどを置かせていただき、情報提供をしています。また、実際にインフルエンザが流行した際には、学級、学校閉鎖や地域の感染状況などの情報を特別出張所から地域に流す体制を取っています。

【委員】

わかりました。

【委員】

高齢者対策はどのように考えていますか。

【説明者】

新型インフルエンザ対策は、発生したインフルエンザが強毒性であることを前提としています。人と人とが直接感染、うつし合うような形が想定されますので、密着することは感染法の上からは望ましくありません。そういう意味では、高齢者の方々についても、食料の備蓄等ある程度の備えは自分でやっていただくことが基本です。しかし、一人暮らしの方が万一感染してしまった場合、病院に行くことも大変になりますので、地域の中で見守り、声かけなどを行い医療に結びつけていただく、又は往診してもらう、そういう形になると考えています。

【委員】

具体的な対応があるといいですね。

【説明者】

そうですね。実際に強毒性が起こった場合の対応などをいろいろ考えられてはいます。例えば、電話連絡などにより聞き取りをしながら、処方した薬をお家の前にお届けする、ポストに入れる方法など検討していますが、具体策として決定には至っていません。

【委員】

2009年の弱毒性の新型インフルエンザ流行を踏まえて、強毒性の新型インフルエンザにきちんと対応できるような備えをしていると理解してよろしいのでしょうか。

【説明者】

はい。2009年の新型インフルエンザは、日本では死亡も含め非常に被害が少なかったのですが、世界的にみると被害者はかなり多かったです。日本がこれだけ少なかった理由は、医療が非常に身近であったこと、薬がある程度潤沢にあったということが要因になりました。

【委員】

前にSARSの流行がありましたよね。あれも今後出てくる可能性はある。新型インフルエンザだけでなく、外から入ってくるさまざまな感染症に対策が必要だと考えられるわけです。今回作成されたマニュアルはそういった際にも活用できるのでしょうか。

【説明者】

SARSも新型も呼吸器感染症です。ですから、感染も防護も対策は同じになりますので十分に活用できると考えています。

【部会長】

指標はいずれも会議を開催した、訓練を実施したというものなので、これで成果を測れるのかは疑問がありますね。例え講演会に参加された医療関係者の数、区民の認知度など、いろいろ検討する余地はあると思います。これは意見として挙げておきます。

他にはご質問などよろしいですか。

では次に計画事業29「エイズ対策の推進」について、引き続き保健予防課長よりご説明いただきます。

【説明者】

はい。社会的な偏見を解消することを目的としている事業となります。

指標及び達成状況についてご説明します。指標は2つございます。1つ目は「二十歳の集い参加者アンケートにおけるエイズ・性感染症に関する正しい知識を持つ人の割合」です。成人式の参加者にアンケートを行い、エイズに対する知識をどの程度持っているか、その正解率を指標としているものです。90%以上を目標水準にし、23年度の実績は90.1%、達成率は100.1%でした。もう1つは、「HIV抗体検査受診者数」です。HIV抗体検査の年間受診者数900人を目標にし、実績は863人、達成率は95.9%でした。いずれの指標も第一次実行計画全体で見ますと達成度は100%以上となりました。

続いて、内部評価の内容についてご説明いたします。

「サービスの負担と担い手」、「適切な目標設定」については、適切と評価しました。

「効果的・効率的な視点」についても、新宿区の特徴として外国人対応が必要ということがありますので、外国人カウンセラー相談を実施したこと、男性同性愛者への検査体制を整えていること、若年者に対し、学校、教育委員会と協力しながら普及・啓発を行ったことなどから、効果的・効率的と評価しました。

「目的の達成度」についても、概ね指標を達成していることから達成度が高いものと評価し

ました。

以上を踏まえ総合評価は計画どおりと評価しました。

続いて事業の進捗状況・今後の取組み方針についてご説明します。

23年度は都教育委員会との連携、及び外国人への対応が課題でした。これに対し青少年層への普及啓発については主に区立中学校5校において、中学生に対する性教育を実施しました。外国人への対応については、区内在住の人よりも区外在住の相談者が多い実態を踏まえ、東京都に協力援助を訴え、申し入れをしました。

今年度の新たな課題についてご説明します。H I Vが発見されて30年が経過し、病気の性質もかなりわかってきました。薬も進歩し、在宅で療養をしている人が増えてきています。従って、慢性疾患としての対策が今後必要になってくると考えています。それに伴い、療養支援を効果的にするための関係機関のネットワークも図っていく必要があります。その整備が新たな課題となっており、24年度はそのためのネットワーク連絡会の設置を予定しています。

第一次実行計画期間における総合評価は計画どおりと評価しました。第二次実行計画においては手段改善として新宿区H I Vエイズ関係機関連絡会を設置し、ネットワークづくりをして療養支援を実施していく。このような考え方で事業を行っています。

以上です。

【部会長】

ありがとうございました。いかがでしょうか。

【委員】

中学生に対する性教育を実施したのが5校ということで、かなり少ないという印象を受けたのですが、現在学校における性教育の受け入れ状況はどうなのでしょう。あまり協力的ではないような感覚を受けるのですが。

【説明者】

性教育は学校のカリキュラムにも入っています。それとは別に、保健所が学校に出向いて行う、普通の授業とは一歩違ったのものです。あるいは学校でも、東京都全体の教育の連絡会や専門部会もあるようなので、そういうところと話をしながら、協力関係をつないでいくよう働きかけを行っています。

学校によって考え方がそれぞれ違いますが、できるだけ高校に入る前に、総合学習の時間などを使い、そういう授業を一度組んでいただきたいと考えてます。今働きかけの途上です。

【委員】

子どもたちのなかにはネットなどを使い、私たちの想像を絶する情報を手にしている子がいる現状があるなかで、個人的には性教育自体の不足や推進力の低下を感じています。5校13クラス、448人というのは、割合でいうと一体どのくらいの子が年間で授業を受けたことになるのでしょうか。

【説明者】

割合で言うと中学3年生の半分弱になります。

【委員】

半分の学校の中学3年生と理解すればいいわけですね。

【説明者】

はい。

【委員】

青年層の普及啓発について、青年層というのはどのくらいの年齢の方のことでしょうか。

【説明者】

高校生では遅い、中学生と考えています。あるアンケートによると、初めての性交渉を持つ年齢が大分低下してきているため、中学1年生でもよいのではないかという考えもありますが、発育、発達の個人差が非常に大きい年齢ですから、集団に対しての普及啓発は中学3年生くらいではないかと思っています。ただし、中学生になると個人の行動範囲が非常に広がるため、親も学校も完全には把握できなくなってしまいます。基本的な知識だけでも知っていれば、少なくとも判断するときの材料にはなるのではないかと考えています。

【委員】

きちんとした情報にきちんと接してほしい。そうする必要がありますよね。

【説明者】

そうですね。情報の取捨選択を適切に行えるような情報提供はすべきと考えています。

また、20歳になる人は毎年何千人くらいいるのですか。

【説明者】

20歳になる方は毎年大体2,000人前後です。

ご回答いただいたのは187人です。京王プラザで成人式をやる際、会場にはいろいろな行政ブースが出るわけですが、その中に保健所も入っています。187人というのはそのブースに立ち寄った人でアンケートにお答えいただいた方です。

【部会長】

来街者がきわめて多い新宿という特殊性を考えると、区民ではない人たちの感染率が実際にはすごく多いのかもしれない。青年層への普及ももちろん重要ですが、区民でなければ放っておいていいのかということもあります。その辺りはどうお考えでしょうか。

【説明者】

区で持っているデータは区内区外関係ない匿名性の高いものですから実際に区外の方がどれくらいいるかはわかりませんが、HIV対策は先程も申しあげたとおり全国的な課題ですので、区単独で対応するだけでなく、都や他区とも連携をとって進めていきたいと考えています。

【部会長】

特定の地域を対象にキャンペーンをされるといった対策はされていますか。

【説明者】

地域によってはNPOなどでエイズ対策をされている団体がありますので、そういうところに協力を依頼して、イベントやチラシを配ったりなどしています。

【部会長】

そういう活動についても内部評価に書いていいのではないのでしょうか。

一般的に学校の性教育や20歳の検査はどこの自治体でもやっておられると思います。この区の特徴からの記載が必要ではないのでしょうか。意見です。

【委員】

学校教育の今後の広がりについて大いに期待したいのですが、男性同性愛者にどう啓発していくのか。先程チラシやNPOと協力してということはありませんでしたが、今後もそのように進めていくのでしょうか。

【説明者】

はい。それだけでなく、実際に感染してしまった方は、初期は元気ですが、だんだん在宅療養をしなければいけなくなります。お仕事も辞めなければならなくなり、お薬代を公費負担にするため手帳を申請する必要などが出てきます。そういう人に対しても行政は支援の手を差し伸べなければいけませんし、ネットワーク連絡会に男性同性愛者のための団体なども入っていただき、支援のあり方を検討していこうと考えています。

【部会長】

協働の形として、NPOがどれだけ一人一人に寄り添えるか、その活動を区がどう支援するかということなのだと思います。

【説明者】

今後の重要な検討課題と考えています。

【委員】

指標を見るとHIV抗体検査受診者数が減少傾向である一方、HIV感染者は増加し続けている現状がありますよね。外部評価委員会が21年度にヒアリングした際は、現在の検査体制では検査できる人数に限界があるとのお答えでしたが、21年度から、どのように検査体制を改善しているのかをお聞きしたいと思います。

【説明者】

まず、保健所はHIV検査だけをやっているわけではないため、検査日は限られています。一方でHIVも以前とは違い、検査できる場所がとて多くなっています。例えば新宿南口に東京都が毎日やっている検査があります。そういったところで受診されている方が増えているため、保健所の検査については受診者が減っているのではないかと考えています。

【部会長】

他にはよろしいのでしょうか。ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

【部会長】

それでは、ヒアリングは以上で終了となります。次回からは部会の意見を取りまとめることとなります。お疲れ様でした。

<閉会>